

【台湾】商品標示法の改正

2022 年 5 月 18 日に台湾經濟部より、「商品標示法」の改正が公示されました。この改正は 2023 年 5 月 18 日より施行されます。

主な改正内容

アパレル品は「服飾標示基準」、ホームテキスタイル品は「織品標示基準」、靴類は「鞋類商品標示基準」に基づいた表示を行います。固有の表示法がない品目（例えば鞆・傘・ベルト等）に関しては「商品標示法」に基づいて表示を行う必要があります。「商品標示法」が定める表示事項は以下の通りですが、今回の改正により輸入品の場合は従来の表示に加えて外国の製造者または委託製造者の名称を表示することが必要になります。

現行	改正後
・商品名 ・製造者の名称、電話番号および住所 輸入製品の場合は輸入者の名称、電話番号および住所 ・原産国 ・主要成分または材料 ・正味重量、容量、数量や測定量 (法定単位を用いること) ・台湾暦または西暦による製造年月日 (必要があれば有効期限。) ・その他、中央主幹機関の規定に基づく表示 ・次のいずれかに該当する商品には、用途、使用方法、保管方法、その他必要な注意事項 「危険」 「健康または安全に関わる」 「特殊な性質があるか、或いは特殊な扱いが必要」	・商品名 ・以下の国内企業の名称、電話番号、及び住所 国内製造品：製造者、または委託製造者 輸入品：輸入業者 加えて、輸入品の場合は、外国の製造者または委託製造者の名称 ・原産国 ・主要成分または材料 ・正味重量、容量、数量や測定量 (法定単位を用いること) ・台湾暦または西暦による製造年月または年週 (必要があれば有効期限。) ・その他、中央主幹機関の規定に基づく表示 ・次のいずれかに該当する商品には、用途、使用方法、保管方法、その他必要な注意事項 「危険」 「健康または安全に関わる」 「特殊な性質があるか、或いは特殊な扱いが必要」

詳細は以下の URL よりご確認ください。

「商品標示法」 <https://gcis.nat.gov.tw/elaw/lawDtlAction.do?method=viewLaw&pk=259>

お問い合わせ

国際部 グローバルテクニカルサポート室 TEL : 03-6736-5408